

たつの市民生活応援プレミアム商品券換金等留意事項

(1) 換金申請期間 令和7年10月6日(月)～令和8年3月31日(火)

※換金申請期間以後は無効となりますので御注意ください。

(2) 換金手続きの流れ

① 商品券を換金される場合、別添「たつの市民生活応援プレミアム商品券換金請求書」に必要事項を記入・押印願います。なお、換金請求書(ワード様式)は、市ホームページからダウンロードすることもできます。



② 換金請求書と使用済み商品券を取りまとめの上、下記部署のいずれかに持参願います。(※郵送不可)

◆たつの市企画財政部企画課・各総合支所地域振興課
(受付時間：8時30分から17時00分・土日祝除く)

◆たつの市商工会(本所・新宮支所・御津支所)
(受付時間：9時00分から17時00分・土日祝除く)

③ 使用済み商品券裏面右角(きりとり線)を切り落とし、かつ、取扱店名を記載しているかを必ず御確認の上、申請してください。

④ 受付窓口での枚数確認に時間を要しますこと御容赦ください。

⑤ 市からの支払日は、月3回(5日・15日・25日)で、当該日が土日祝の場合は前日となります。但し10月は24日(金)のみとなります。

⑥ 請求後、不備等がなければ2～4週間程度で指定口座に振込みます。振込みまで期間を要しますこと御理解願います。

⑦ 記帳された場合、振込金額及び「タツノプレミアムシヨウケン」が印字されます。但し「たつの市支払明細照会システム」では確認できません。

(3) 商品券の利用対象にならないもの

※消費者へ直接提供できる商品・サービス等とし、以下のような場合は利用できません。

- ① 換金性・投機性の高いもの、商品券の使用期間内に消費されない可能性のあるもの（商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券・旅行券等の各種商品券・印紙・切手・プリペイドカード等）
- ② 出資や債務の支払い（有価証券等の個人による出資・税金・振込手数料・電気代・ガス代・水道料金等）
- ③ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ④ たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ（紙巻たばこ・加熱式たばこ）
- ⑤ 医療保険や介護保険等の一部負担金（保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む。）
- ⑥ 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- ⑦ その他公序良俗に反する取引等、当該商品券の発行趣旨にそぐわないもの

(4) 取扱店における厳守事項

- ① 商品券は、市内での特定取引において利用可能です。
- ② 商品券の利用金額（税込）に満たない場合は、受け取らないでください。

(取扱例)

- ・ 特定取引額：1,850 円（税込）の場合、商品券の利用は 3 枚のみ
※商品券 1 枚：500 円×3 枚（=1,500 円）+現金等 350 円
- ・ 特定取引額：490 円（税込）の場合、商品券の利用はできません。
※お釣りは出ません
- ・ 商品券には使用期間がありますので、使用期間以外には受け取らないでください。
※使用期間：令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 8 年 2 月 28 日（土）
- ・ 商品券の紛失及び盗難に対し、市はその責務を負いません。

【たつの市民生活応援プレミアム商品券の問合せ先】

〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005 番地 1
たつの市企画財政部企画課（プレミアム商品券担当）
TEL：0791-64-3036 FAX：0791-63-3786
E-mail：shohinken@city.tatsuno.lg.jp